

# 諫早市立真城小学校いじめ防止基本方針

## 1 いじめ防止基本方針策定の趣旨

諫早市立真城小学校では、「いじめ防止対策推進法」第13条に規定されている「学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参照し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする」に基づき、人権尊重の精神を基調とし、全ての児童が充実した学校生活を送ることができるよう、「いじめ問題」を根絶することを目的に本方針を策定するものとする。

## 2 いじめ防止に向けての基本姿勢

### (1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条より）

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

### (2) いじめ防止に向けての基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。また、いじめはどの学校・学級でもおこりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に全力で取り組む。さらに、家庭、地域、関係機関と適切に連携・協力し、情報を共有することで取組の一層の強化を図る。

## 3 いじめ防止等の対策のための組織

### (1) 学校内における組織

#### ①いじめ防止対策委員会

いじめに防止等の取組の実施や年間計画の作成・実行・検証・修正等を行う。

【構成メンバー】 校長、教頭、教務主任、学年主任、生活指導主任、養護教諭  
②生活指導連絡会

いじめに関する情報や問題行動等に係る情報を共有する。

【構成メンバー】 全教職員

#### ③個々のケースについての解決チーム

個々のケースについて、解決に向けての具体的な取組を行う。

【構成メンバー】 いじめ対策委員会で指定された職員

※必要に応じて、心のケア相談員、スクールカウンセラー

### (2) 家庭、地域、関係機関と連携した組織

洗心会（学校支援会議）

いじめや生徒指導上の問題について情報を共有し、解決に向けて協力をする。

【構成メンバー】

校長・教頭・学校評議員・育友会会长・副会長・町内会長・児童民生委員代表  
健全協代表・婦人会代表・老人会代表・幼稚園代表・学童保育代表

## 4 いじめの未然防止の取組

### (1) わかる授業づくり

- ・学習規律の徹底（相手を意識した話す・聞く 等）
- ・基礎的・基本的事項の徹底習得
- ・算数科を中心に、「自分の考えを伝え合い、学び合う」活動の実践

### (2) 学級集団づくり

- ・お互いの良さを認め尊重する学級風土づくり
- ・真诚タイムの効果的活用（学級課題の解決、ワークショップ 等）
- ・朝の会、帰りの会の充実（めあて、いいこと見つけ 等）

### (3) 道徳教育、交流教育、人権教育、情報教育の充実

- ・自他の「命」を尊び、大切にする態度
- ・違いを認め、異なりに学ぶ姿勢
- ・いじめの本質や構造の理解
- ・インターネット等の危険性や情報モラルの理解

### (4) 児童会活動の充実

- ・委員会活動における役割や出番から責任感や自己肯定感へ
- ・代表委員会での話し合いから自治的活動へ

## 5 いじめの早期発見の取組

### (1) 心のアンケート実施

- ・各学期1回実施（6月、11月、2月）

### (2) 個人面談の実施

- ・心のアンケートを受け、（6月、11月、2月）に実施

### (3) いじめ相談窓口の指定

- ・各担任以外に、養護教諭や心のケア相談員を指定

## 6 いじめの早期対応の取組

- (1) いじめを発見した場合は、まず被害児童の安全を確保するとともに、速やかに校長に報告する。
- (2) いじめの報告を受けた校長は、いじめ防止対策委員会を招集し、適切な役割分担を行い、被害児童のケア、加害児童等関係者の聞き取り等を行い、その後の対応方針を決定する。
- (3) いじめられた児童のケアは、養護教諭や心のケア相談員、スクールカウンセラー等の専門的な知識があるものと連携し対応を図る。
- (4) いじめが確認された場合は、被害・加害児童とともに保護者に事実を伝え、保護者への助言を行いながら家庭と連携を図り問題の解決にあたる。また、事実確認により判明した情報は適切に提供する。
- (5) 必要があると認めた時、校長はいじめを行った児童について、いじめを受けた児童が使用する教室以外の場所において学習を行わせるなど、いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置をとる。
- (6) 児童がいじめを行っている場合に教育上必要と認めるとき校長は、学校教育法第十一條の規定に基づき、適切に該当児童に対して懲戒を加える。
- (7) いじめの問題への対応は、いじめの問題を自分達の問題として受け止め、主体的に対処できる児童の育成をめざしたものとする。

## 7 重大事態への対処

### (1) 重大事態の定義（いじめ防止対策推進法第28条 より）

- ①いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いが認められる場合
- ②いじめにより児童が相当の期間、学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連續して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ③児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあった場合

### (2) 重大事態への対処

- ①重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
- ②教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係機関との連携を適切にとる。
- ④上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

## 8 家庭や地域との連携

### (1) いじめ防止対策の啓発

- ・育友会総会、常任理事会、洗心会等におけるいじめ問題に対する啓発を通して、いじめを生まない許さない風土を醸成する。

### (2) 情報の適切な提供

- ・いじめに関する情報を適切に提供することで、学校への信頼を高め、連携しながら解決しようとする気運を醸成する。

## 9 関係機関との連携

### (1) 教育委員会（少年センター含む）

### (2) 他の関係機関（市こども支援課、県こども・女性・障害者支援センター、警察 等）